

杭を残して悔い残さず!!!



地籍調査Q&A ③

Q11 地籍調査でできることは

- A11** ・分筆＝同一の土地のなかで、一部が異なる用途で使われている土地・形状になっていたり、はっきり構造物等で分けがあるときには、二筆以上に分けることができます。
・合筆＝隣接する土地で、字や地目、所有者が同じ場合は、条件によっては、一筆にまとめることができます。
・地目の変更＝土地登記簿の地目と現地の地目が異なり、農地法など他の法律に抵触しない場合は、現在あるべき地目に変更することができます。

Q12 地籍調査できないことは

- A12** ・登記名義人の変更＝名義人の方が、亡くなられている場合、相続人等への名義を変更することはできません。
・権利関係の変更＝抵当権、地上権、地役権等の設定・抹消はできません。※所有権欄に記入されている所有者の住所・氏名の誤りは訂正ができます。
・里道水路の廃止＝公図にある里道(赤道)、水路(青道)はたとえ現況が残っていても用途廃止をしないかぎり、これを無くすことはできません。現況が残っていない場合は、近隣の状態を確認し幅員を決定します。

Q13 地籍調査期間中の土地の異動などは

- A13** ・地籍調査期間中の土地の異動などを禁止する規定はありませんので、土地の所有者は、不動産登記法による申請をされても差し支えありません。ただ、地籍調査により作成した地籍簿の記載と登記簿の記載が一致しないことになりますので、地籍調査中の区域で異動などがあった場合は、村までお知らせください。

Q14 閲覧(地籍調査の結果の確認)の案内が届きましたが

- A14** ・閲覧の通知は現地立会いを行った年度の翌年度に対象地区の方へ送付します。作成された地籍図と地籍簿案の確認を行っていただくものです。期間中(20日間)のご都合の良い日に、村指定の場所に認印・委任状(必要な方)をご持参のうえお越しください。(期間中は土日祝日も実施) 万一、結果に誤りがある場合には、必ず申し出てください。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。
建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典:地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)

村長交際費について

村長の10月～12月の交際費については、以下のとおりです。

10月 9日	第61回寄居北条まつり祝金	5000円
10月13日	比企郡町村会視察研修会懇談会会費	5000円
11月 5日	千葉県長生村ながいきフェスタ祝金	10000円
11月 7日	「島山重忠プロジェクト」関係自治体意見交換会会費	10000円
12月22日	行政区長会長葬儀香典	5000円

議長交際費について

議長の10月～12月の交際費については、以下のとおりです。

12月16日	比企郡町村議会議長会意見交換会会費	10000円
--------	-------------------	--------

(2) 試験で行う放送内容

情報伝達手段	放送内容
防災情報音声告知システム(屋外スピーカー)	村内37か所に設置してある屋外スピーカーから、一斉に次のように放送されます。 【放送内容】 サイレン+「これは、Jアラートのテストです。」×3回

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

(3) その他

当日は、訓練放送と同時に防災タブレットからも情報が流れます。災害とお間違いないようご注意ください。

令和5年4月1日から 小川赤十字病院の土曜日の 外来診療が変更となります

小川赤十字病院は、これまで第1・3週の土曜日を外来診療日としていましたが、全国的に推進されている働き方改革を踏まえて、4月1日から毎週土曜日を休診日に変更することになりました。

皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 変更日 4月1日から
2. 外来休診日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日(年末年始)、5月1日(創立記念日)
3. 外来診療日 月曜日から金曜日まで(休診日除く)

※ 外来受付時間の変更はありません

おうちで簡単“ながら”運動!

今月は太ももの引き締めにも効果的な「ひざ押し合い運動」をご紹介します。ぜひ試してみてください☆



【やりかた】 足のくるぶしと両ひざをしっかりと合わせ、そのまま30秒キープ。余裕があれば両ひざに力を入れて8秒間押し合う。これを5回行いましょう! (※5回実施した際の消費カロリー目安: 10kcal)

問合せ 教育委員会事務局

生涯スポーツ担当 ☎82-1230

全国瞬時警報システム(Jアラート) 第4回全国一斉情報伝達訓練の 実施について

地震や武力攻撃などに備え次のとおり情報伝達訓練を行います。この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた試験で東秩父村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

(1) 試験実施日時

2月15日(水) 午前11時頃

納税は便利で安全な口座振替をご利用ください

2月は固定資産税第4期、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料第8期の納期です